

常陸太田市議会議長交際費の支出に関する要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、議長が議会を代表して行う交際に必要な経費（以下「議長交際費」という。）の支出について、執行基準を設け適正な執行に資するため、必要事項を定めるものとする。

(支出種別及び支出範囲)

第2条 議長交際費は、社会通念上認められる範囲において、支出するものとする。

2 議長交際費の種別及び支出範囲等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 慶祝 広く市民を対象とした文化又はスポーツの行事、記念式典、祝賀会及び壮途祝い等について支出するものとし、金額は10,000円を限度とする。
- (2) 会費 会費を必要とする場合、又は、飲食を伴う研修会、会合、懇談会等について支出するものとする。金額については、指定のあるものについては、会費相当額を、指定のないものについては、原則5,000円、または、実費相当額とする。ただし、近隣市町村との均衡をはかる必要がある場合は、均衡を失しない額とする。
- (3) 弔慰 支出対象者及び金額については、別表「弔慰金等支出表」に則り支出するものとする。
- (4) 協賛 各種団体の活動の趣旨及び目的に賛同できるものに対し支出するものとし、金額については原則5,000円または近隣市町村との均衡をはかる必要がある場合は、均衡を失しない額とする。
- (5) 見舞 病気見舞いについては別表「弔慰金等支出表」に掲げる者を対象とし、金額については10,000円を限度とする。また、交流等のある自治体の罹災見舞いについては、罹災の状況等により社会通念上認められる範囲において決定するものとする。

(その他)

第3条 この要綱に定めるもののほか、議長が特に必要と認めた場合は支出できるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

常陸太田市議会議長交際費の公表に関する要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、議長交際費の支出に係る情報の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公 表)

第2条 議長交際費の公表については、常陸太田市情報公開条例及び常陸太田市個人情報保護条例によるもののほか、前記条例に基づき、常陸太田市議会のホームページにおいて公表する。

(公表の時期)

第3条 議長交際費の公表は、当該交際費を支出した翌月の末日までに行うものとする。

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成20年6月1日から施行する。
- 2 この要領による議長交際費の公表は、平成20年6月支出分からとする。

別 表

甲慰金等支出表

甲慰金・見舞金支出対象者		甲慰金額	見舞金額
議員関係	国会議員・県議会議員	10,000円 以内	10,000円 以内
	市議会議員	10,000円 以内	10,000円 以内
市関係	常勤特別職（教育長を含む）	10,000円 以内	10,000円 以内
行政関係	<ul style="list-style-type: none"> ・公選または議会の同意を得る職 ・教育委員会委員 ・選挙管理委員会委員 ・監査委員 ・公平委員会委員 ・農業委員会委員 ・固定資産評価審査委員会委員 	10,000円 以内	10,000円 以内
その他	市の発展に大きな貢献をした場合等、議長が特に必要と認めたとき （原則として、市条例に基づく、名誉市民、功績者顕彰受賞者、自治功労、自治表彰受賞者）	10,000円 以内	10,000円 以内